

## 宿泊税課税停止期間中における宿泊税の申告等について

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催延期を受けて、宿泊税の課税停止期間を令和2年7月1日から令和3年9月30日まで延長することといたしました。

令和2年7月1日から令和3年9月30日までの期間については、下記の点について、ご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 第1 宿泊税の課税停止期間

令和2年7月1日から令和3年9月30日まで（以下「課税停止期間」といいます。）

#### 第2 各種申告の提出について

##### 1 納入申告書について

課税停止期間中の宿泊については、宿泊税納入申告書の提出が不要です。（令和2年7月分（令和2年8月に申告）から令和3年9月分（令和3年10月に申告）まで。）この期間分の納入申告書の提出があった場合、千代田都税事務所宿泊税担当より、当該納入申告書を返却させていただきます。

##### （1）課税停止期間をまたぐ宿泊があった場合

課税停止期間をまたぐ宿泊があった場合、課税停止期間前の宿泊について、納入申告をする必要があります。

例：令和2年6月28日から7月2日まで5泊6日した場合（6/28 チェックイン、7/3 チェックアウトの場合）

«2020年»				
6/28 宿泊	6/29 宿泊	6/30 宿泊	7/1 宿泊	7/2 宿泊
課税対象			課税対象外	

上記例のように、連泊の途中で、宿泊税の課税停止期間が開始する令和2年7月1日を経過する場合、6月28日、29日、30日の3泊分に対して課税され、

7月1日、2日の2泊分に対しては課税されません。

この場合、6月の宿泊について、令和2年6月分（令和2年7月に申告）で申告する必要があります。（特例適用の場合は、令和2年9月末までに申告する必要があります。）

(2) 令和2年6月分までの期限後申告について

通常どおり申告をしてください。

2 その他の申告・申請について

通常どおり申告・申請をしてください。

なお、課税停止期間であることを理由として、「宿泊税経営休止・廃止・再開申告書」を提出する必要はございません。（経営を休止・廃止等していないため。）

第3 参考

宿泊税の概要は、<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/shuk.html>  
(宿泊税 HP) を参照してください。

【問合せ先】

○東京都主税局課税部課税指導課宿泊税担当 電話 (03)5388-2956 (直通)

○千代田都税事務所事業税課宿泊税担当 電話 (03)3252-7144 (直通)

令和2年6月作成